議　　第　　１２３　　号

令和 ７ 年 ６ 月１０日提出

熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について

熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成２３年条例第８６号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第１３号ウ中「第６４条第１項第２号」を「第２０条の３第９項」に、「同号」を「同項」に改める。

附　則

この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

（提出理由）

放送法の一部を改正する法律（令和６年法律第３６号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。